

## ちょっと気になるデータ

# 2020年4月の賃金の状況

## —毎月勤労統計調査の結果から—

2020年6月23日に厚生労働省から「毎月勤労統計調査」の令和2年4月分結果確報が公表された。この中から賃金の動きについて、前年同月と比較することによりみてみたい。

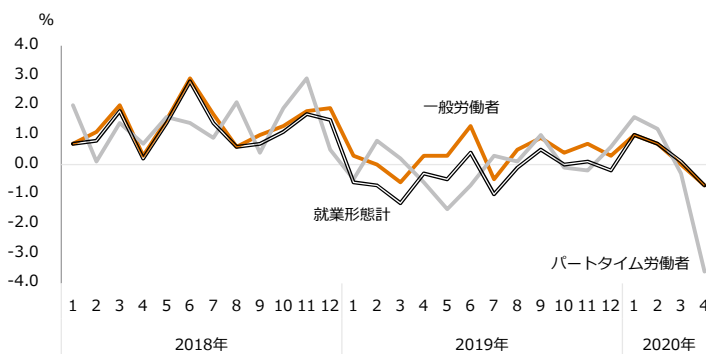
2020年4月の現金給与総額は前年同月比0.7%減、うちきまって支給する給与は0.9%減、特別に支払われた給与は8.5%増となった。さらにきまって支給する給与のうち、所定内給与は0.1%増、所定外給与は12.8%減となっている注。

一般労働者についてみると、現金給与総額0.7%減、きまって支給する給与1.1%減、特別に支払われた給与6.4%増、所定内給与前年同月と同水準、所定外給与12.8%減となっている。パートタイム労働者についてみると、現金給与総額3.6%減、きまって支給する給与4.0%減、特別に支払われた給与65.6%増、所定内給与3.4%減、所定外給与23.5%減となっている。

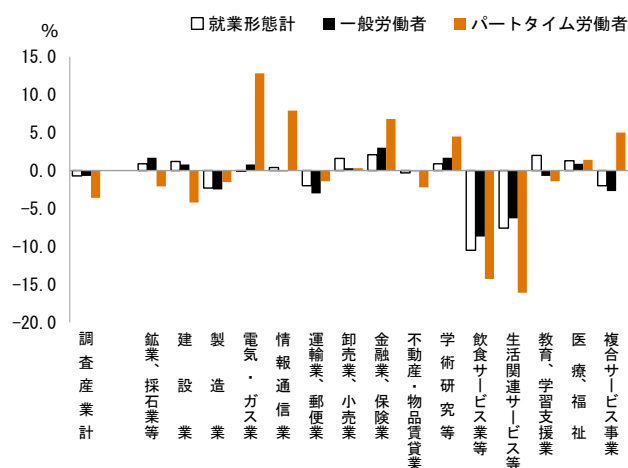
現金給与総額の推移をみると、パートタイム労働者では2ヶ月連続の減少となっており(3月0.3%減、4月3.6%減)、減少幅は拡大している。

次に産業別に4月の現金給与総額についてみる

現金給与総額の前年同月比



と、「飲食サービス業等」で10.5%減、「生活関連サービス等」で7.6%減と他の産業と比べて減少幅が大きい。「飲食サービス業等」の内訳をみると、「飲食店」11.5%減、「持ち帰り・配達飲食サービス業」8.3%減、「宿泊業」8.0%減となっており、とくに「飲食店」で減少幅が大きくなっている。雇用形態別にみると、一般労働者では、「飲食サービス業等」で8.7%減、「生活関連サービス等」で6.3%減、パートタイム労働者では「生活関連サービス等」で16.1%減、「飲食サービス業等」で14.3%減となっている。一般労働者と比較してパートタイム労働者の方が減少幅が大きくなっている。

現金給与総額の前年同月比  
2020年4月

注 「現金給与総額」は「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額。「きまって支給する給与」は労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。「特別に支払われた給与」は労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的の事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で①夏冬の賞与、期末手当等の一時金、②支給事由の発生が不定期なもの、③3か月を越える期間で算定される手当等、④いわゆるベースアップの差額追給分、に該当するもの。詳細は厚生労働省「毎月勤労統計調査」のページ (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/dl/maikin-setumei.pdf>) を参照。

(調査部 統計解析担当)